

いの町トライアル・サウンディング調査 －実施要項－

いの町

令和 7年 1月

1. トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディングは、町が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらうことで施設の利用可能性を検討する取組です。この調査を行うことで、町は、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性などを確認することができ、民間事業者は、立地、使い勝手、採算性などを確認することができます。

公共施設等の持つポテンシャル、魅力を最大限に引き出すため、民間事業者の皆様と公共施設の持つ可能性について調査することが目的です。



2. 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できると考えています。

(1) 提案事業者が得られる効果

- ①対象となる公共施設においてアイデアのニーズがあるか、コンセプトがマッチしているか、確認することができます。
- ②立地、使い勝手、必要な設備、投資額の感触をつかむことができます。
- ③本格運営ではなく短期間での実施により、リスク負担が少なく参入しやすいです。
- ④収益性など、市場ニーズを確認することができます。

(2) 本町が得られる効果

- ①早い段階で市場性を確認することで、幅広い検討・事前の課題発見が可能になります。
- ②短期間、季節感のあるイベントの誘発につながります。
- ③民間事業者からの提案による、公共施設の魅力・アピール力の向上につながります。
- ④民間事業者の事業集客力、施設との相性などを確認することができます。

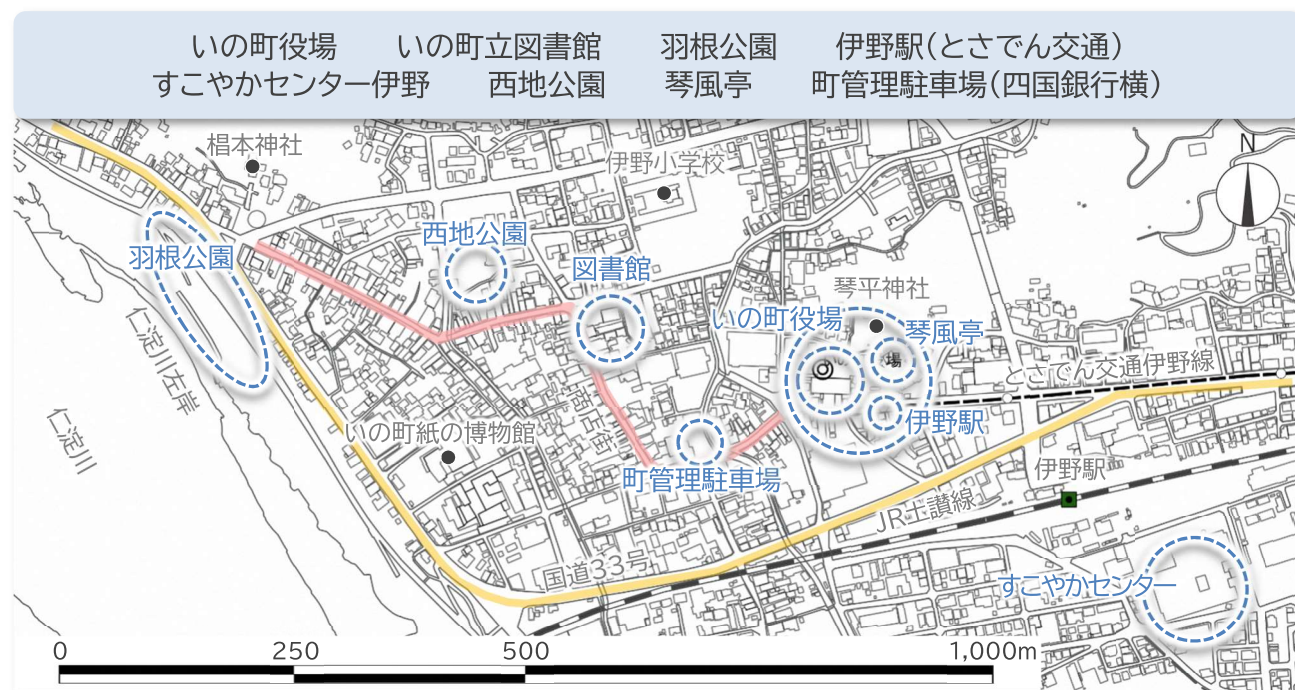
3. スケジュール

日 程	内 容
令和 6 年 8 月 26 日	実施要項の策定・公表
令和 6 年 9 月 2 日 ～令和 8 年 1 月 30 日	トライアル・サウンディング事業者募集
令和 6 年 9 月 2 日 ～令和 8 年 2 月 28 日	トライアル・サウンディングの実施

4. 対象施設及び活用可能なスペース

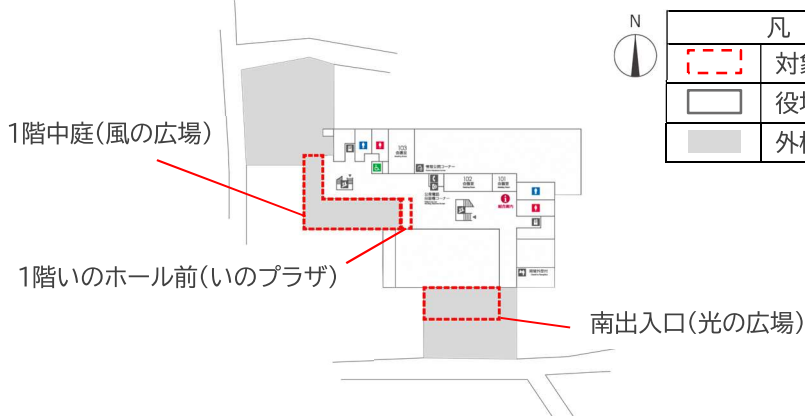
トライアル・サウンディングの対象施設は下記の図の通りです。

対象施設に関する詳細は、次ページを参照していただく他、事前相談・現地調査等でご確認下さい。

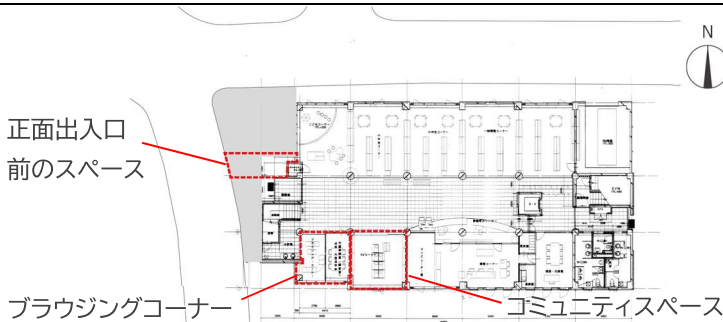


対象施設分布図

(1)いの町役場

項 目		内 容	現地の状況						
対象場所		南出入口(光の広場)、 1階いのホール前(いのプラザ)・ 中庭(風の広場)	■南出入口(光の広場)  ■1階いのホール前(いのプラザ)・中庭(風の広場) 						
所在地		いの町1700-1							
所管課		管財契約課							
建築年月		平成27年5月							
延床面積		約5,387㎡							
敷地面積		約8,315㎡							
構 造		RC造							
使用可能な日時		平日 12:00～13:00、 土日祝日 8:30～17:15 (但し、年末年始は除く)							
使用可能な設備	南出入口 (光の広場)	・水道(1F) ・トイレ(1F) ・椅子、テーブル							
	1階いのホール前 (いのプラザ)・ 中庭(風の広場)	・水道(1F) ・トイレ(1F) ・公衆無線LAN(フリーWi-Fi) ・椅子、テーブル							
使用上の留意事項		・「いの町庁舎管理規則」を遵守してください。 ・敷地内の喫煙は禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・選挙など町の業務が重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。							
対象場所の位置図		1階  1階中庭(風の広場) 1階いのホール前(いのプラザ) 南出入口(光の広場) N 凡 例 <table><tr><td> </td><td>対象場所</td></tr><tr><td> </td><td>役場庁内</td></tr><tr><td> </td><td>外構部</td></tr></table>			対象場所		役場庁内		外構部
	対象場所								
	役場庁内								
	外構部								

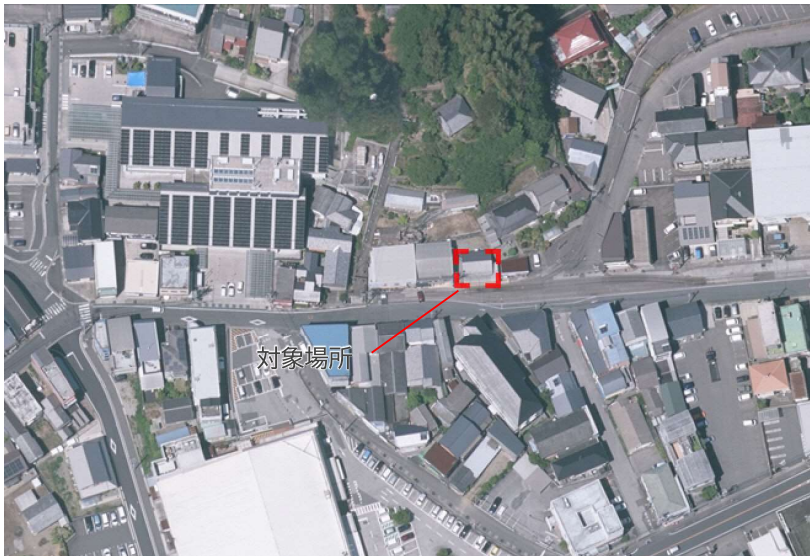
(2)いの町立図書館

項 目		内 容	現地の状況
対象場所		正面出入口前のスペース、ブラウジングコーナー、コミュニティスペース	■ 正面出入口前のスペース 
所在地		いの町元町41	
所管課		教育委員会事務局	
建築年月		平成10年	
延床面積		1,619m ²	
敷地面積		1,050m ²	
構 造		RC造	
使用可能な日時		開館時間 9:30～18:00 (毎週月曜日、祝日、館内整理日、年末年始、特別整理期間を除く)	■ ブラウジングコーナー(約40㎡) 
使用可能な設備	正面出入口前のスペース	・椅子、テーブル※	■ コミュニティスペース(40㎡) 
	ブラウジングコーナー	・水道(1F) ・トイレ(1F) ・電源コンセント ・公衆無線LAN(フリーWi-Fi) ・椅子、テーブル※	
	コミュニティスペース	・水道(1F) ・トイレ(1F) ・電源コンセント ・公衆無線LAN(フリーWi-Fi) ・椅子、テーブル※	
	備考	※ 多目的ホールの机(20台)、椅子(40脚)は使われていなければ使用可能。	
使用上の留意事項		・敷地内の喫煙は禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。	
対象場所の位置図		1階  N 凡 例 対象場所 外構部	

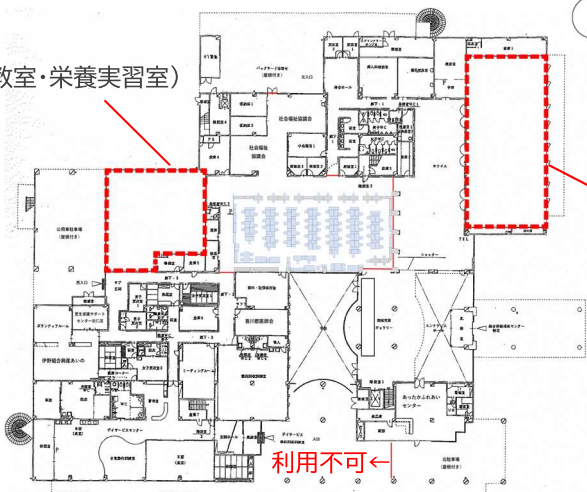
(3)羽根公園

項 目	内 容	現地の状況
対象場所	施設全域	■施設全域(約12,000㎡)  
所在地	いの町羽根町17	
所管課	高知河川事務所河川管理課	
建築年月	-	
延床面積	-	
敷地面積	約12,000㎡ (GISによる概算面積)	
構 造	-	
使用可能な 日時	(要相談)	
使用可能な 設備	・鉄棒、ブランコ	
使用上の 留意事項	・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・公園内は火気厳禁です。ただし、火気を使用しないバーベキューの利用は可能です。 ・申請される場合は河川占用をする必要があるため、早めのご相談をお願いします。	
対象場所の 位置図	 凡 例 対象場所 N  出典:国土地理院ウェブサイト(https://maps.gsi.go.jp)	

(4)伊野駅(とさでん)

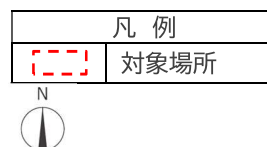
項 目	内 容	現地の状況
対象場所	伊野駅の駅舎内	■ 駅舎(52㎡)  ■ 駅舎内の状況 
所在地	いの町1704-3	
所管課	とさでん交通	
建築年月	平成20年	
延床面積	77㎡	
敷地面積	52㎡	
構 造	木造	
使用可能な日時	平日、土日祝日 6:30～22:00	
使用可能な設備	-	
使用上の留意事項	・喫煙は全館禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。	
対象場所の位置図	 凡 例 対象場所 N 	

(5)すこやかセンター伊野

項 目		内 容	現地の状況
対象場所		会議室(大・中1・中2)、 食生活改善教室・栄養実習室	■会議室(大・中1・中2) (366㎡) 
所在地		いの町伊野1400	
所管課		ほけん福祉課	
建築年月		平成10年	
延床面積		約8,739㎡	
敷地面積		約10,756㎡	
構 造		RC造	
使用可能な 日時		9:00～21:00	■食改室(食生活改善教室・栄養実習室) (247㎡) 
使用 可 能 な 設 備	会議室 (大・中1・ 中2)	・水道(1F) ・トイレ(1F) ・電源コンセント ・公衆無線LAN(フリーWi-Fi) ・椅子、テーブル	
	食改室 (食生活改 善教室・栄 養実習室)	・水道(1F) ・トイレ(1F) ・電源コンセント ・公衆無線LAN(フリーWi-Fi) ・椅子、テーブル	
使用上の 留意事項		・飲食は食改室のみ可能です。(但し、お茶などは会議室も可能です。) ・喫煙は全館禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・休日夜間はシャッター等が閉まるため、食改室(食生活改善教室・栄養実習室)の利用は西入口からのみとなります。 ・選挙など町の業務が重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。	
対象場所の 位置図		1階 食改室 (食生活改善教室・栄養実習室)  会議室 (大・中1・中2) 利用不可← 凡 例 対象場所 外構部	

(6)西地公園

項 目	内 容	現地の状況				
対象場所	施設全域(東屋を除く)	■施設全域(東屋を除く)(約1,587㎡) 				
所在地	いの町西町7					
所管課	管財契約課					
建築年月	平成3年					
延床面積	-					
敷地面積	約1,587㎡					
構 造	-					
使用可能な日時	(要相談)					
使用可能な設備	・トイレ ※東屋を除く					
使用上の留意事項	・雨天時の利用はできません。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。					
対象場所の位置図	 <table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td></td><td>対象場所</td></tr></table> 出典:国土地理院ウェブサイト(https://maps.gsi.go.jp)		凡 例			対象場所
凡 例						
	対象場所					



(7)琴風亭

項 目	内 容	現地の状況		
対象場所	施設全域	■施設全域(約500㎡) 		
所在地	いの町1707-1			
所管課	総務課			
建築年月	昭和60年			
延床面積	約60㎡			
敷地面積	約500㎡			
構 造	木造			
使用可能な日時	(要相談)			
使用可能な設備	・水道 ・トイレ(水洗ではありません。) ・電源コンセント ・座布団、テーブル			
使用上の留意事項	・外観見学は自由です。 ・施設内は火気厳禁です。 ・施設内は禁煙になっております。(灰皿の設置場所で喫煙お願いします。) ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・施設内で飲食をされる方はゴミを自分でお持ち帰りください。 ・貴重な建物なので大事にお使いください。 ・水道の利用に関して基本的には無料ですが、多く利用する際には水道料を徴収する場合があります。			
対象場所の位置図	 凡 例 <table><tr><td> </td><td>対象場所</td></tr></table> N  出典:国土地理院ウェブサイト(https://maps.gsi.go.jp)		 	対象場所
 	対象場所			

(8)町管理駐車場

項 目	内 容	現地の状況
対象場所	施設全域	■施設全域(約514m ²) 
所在地	いの町立田3605-1、3602-8	
所管課	管財契約課	
建築年月	-	
延床面積	-	
敷地面積	約514m ²	
構 造	-	
使用可能な日時	土日祝日（要相談）	
使用可能な設備	-	
使用上の留意事項	・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。	
対象場所の位置図	 凡 例  対象場所 N 	

5. 対象施設及びスペースの活用イメージ(例)

対象施設及びスペースの活用事例は下記の通りです。

(1) 屋内施設



雑貨等の販売(写真はアロマキャンドル)



空き時間を活用した出張カフェ



館内コンサート



子どもの遊び場



古民家カフェ



ボディケア

(2)屋外スペース



6. トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	事前相談申込書及び現地調査申込書により随時実施します。
2	参加受付	暫定利用を希望する事業者から提案を受け付けます。提案時には、9. 参加方法(1)書類提出に示す①～⑤の書類を提出してください。
3	提案内容の審査	参加資格や提案要件を満たしているかを事務局で審査します。また、必要に応じて、提案内容や実施方法等についてヒアリングを行います。
4	使用許可	事務局から行政財産使用許可書(以下「許可書」という。)を交付します。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。
6	モニタリング・ヒアリング (使用実績報告提出)	暫定利用終了後、利活用方法について意見交換を行います。この際、実績報告書(様式7)を事務局に提出していただきます。

※トライアル・サウンディング実施後は、暫定利用者からの提案、意見等を踏まえて事業化の方針、公募条件を速やかに検討し、条件が整った段階で事業者募集を行います。

※トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに一切の影響を及ぼすものではありません。

7. 参加資格条件等

(1)参加者の条件

①対象者

トライアル・サウンディングによる暫定利用の対象となる者(以下「対象者」といいます。)は、提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

②役割分担

対象者のうち暫定利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2)利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ③いの町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ④いの町建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を受けている者。
- ⑤法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者。
- ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。
- ⑦暫定利用に関し、関係法令等に基づき必要な許可・登録等を受けていない者。

8. 留意事項

(1)使用料等の条件

①施設使用料

町社会実験を行うにあたり、暫定使用に係る施設使用料無料とします。

ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等は、施設により相当の負担金を徴収する場合があります。

②費用負担

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

③原状回復

暫定利用後における原状回復に係る費用は暫定利用者の負担とします。

(2)提出書類の取り扱い

①著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

②無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

③法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(3)その他

①提案事業の実施

暫定利用者の提案する事業の実施方法等については、事務局または施設所管課と協議の上、行うこととします。

②損害の責任

暫定利用者の提案する事業の実施により町又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を暫定利用者が負います。

9. 参加方法

(1)書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

①使用等許可申請書(様式1)

※利用期間は、原則、最短 1 日～最長 1 ヶ月程度とします。

※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては日時の変更をお願いする場合があります。

②参加申込書(様式2)

③利用希望者概要書(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤その他、町が求める資料

(2)事前相談等

①提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。

②事前相談・現地調査を希望する場合は、事前相談申込書(様式5)を事務局へ提出し、日程調整を行ったうえで実施することとします。

③現地調査にあたっては、施設管理者及び利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営者に支障のない範囲で行うこととします。

10. 提案の要件

(1)提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

①対象施設に関するものであること。

②確実に実施できる利用内容であること。

③施設利用者の利便性、サービス及び満足度が向上する提案内容であること。

④暫定利用にあたって、町の財政負担を求めるものではないこと。

(2)提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的または宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥その他、町が本事業との関連性が低いと判断する行為

11. 事業実施にあたって

(1)事業実施

許可書が交付された利用希望者(以下「暫定利用者」という。)は、許可書に記載された条件のとおり公共施設等を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、事業実施中は、許可書を携行するようにしてください。

(2)本町の支援体制について

事務局は、関係部署と連携しながら、可能な限り暫定利用者に協力し、共に事業を創り上げることとします。その際、行政の都合や条件等を後付することはありません。

(3)事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、町からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただきます。また、町に緊急性を要する事情等が発生した場合、暫定利用を一時停止又は中止していただく場合がございます。また、羽根公園については、洪水、暴風雨、地震、その他の原因による危険の恐れ又は異常な状態が生じた場合は、占用施設の使用を一時停止又は中止していただく場合がございます。

12. モニタリング・ヒアリング

(1)モニタリング

暫定利用中に事務局が実施するモニタリング調査について、暫定利用者は協力することとします。

(2)ヒアリング

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。その際に、暫定利用者は実績報告書(様式6)を町に提出するものとします。

13. 申込先・連絡先

いの町役場 土木課 （都市計画係）

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

TEL:088-893-1116 FAX:088-893-1440

E メール: doboku@town.ino.lg.jp

14. その他

(1) モニタリング・ヒアリング結果の公表

トライアル・サウンディングによって得られたモニタリング・ヒアリングの結果について、町のホームページ等で公表することを予定しています。